

# 日本のコンパクトシティ

稻 雄 次\*

## The Compact City of Japan

INE Yuji

### 1. はじめに

コンパクトシティとは、都市が郊外へと拡大する歯止めとして1970年代にアメリカ合衆国で登場した。それがヨーロッパにおいても持続可能な都市づくりとして1990年代に採用された。日本においては、2006年にまちづくり3法のひとつである改正中心市街地活性化法で、自治体が中心市街地への回帰数値目標を盛込んだ基本計画をつくり、それにより、政府認定を受けることからコンパクトシティ構想が盛んになってきた。日本においては大都市でも地方都市でも地域再生が必須の課題となってきたからである。しかし、コンパクトシティ構想を提唱して、議論は盛んになっても、そもそもその理論も、実態も、実施都市数も全て不明確である。さらに、コンパクトシティのイメージ化が先行している。それでもわずかに、コンパクトシティの実証的モデル都市とされているが、青森市と富山市である。

本稿においては、構造的見地からコンパクトシティとしては日本型モデルが未確立であるという論議もあるが、コンパクトシティの提唱都市を数えながら、日本型のモデル都市を探ることを目的としたい。

### 2. コンパクトシティの本質

コンパクトシティを目指すとしながら、郊外開発を推進する自治体もあり、日本型モデルもまだまだの段階であるという説もある。都市構造の再構築を目的として、郊外開発を抑制し、パークアンドライドの導入によって公共交通機関の整備が必要であるとするコンパクトシティの構想が出てきたのは纏めると以下の3点からである。

- 1 人口減少と高齢化社会による市街地の縮小
- 2 まちなかの空洞化と市街地の郊外化からまちなか居住
- 3 公共施設の郊外移転によるモータリーゼーションのあり方の軌道修正と都市機能の公共交通

---

\*東北文化学園大学教授 Professor of Tohoku Bunka Gakuen University

日本のコンパクトシティ論は、海道清信『コンパクトシティ 持続可能な社会の都市像を求めて』(2001) がある。コンパクトシティに関する欧米の議論を整理して、日本の都市の中心市街地衰退問題に対する構想案を提示している。それは 10 の原則と 3 つのモデルである。まず、最初に 10 の原則とは以下のとおりである。

- 1 近隣生活圏（アーバンビレッジ）で都市を再構成する
- 2 段階的な圏域で都市や地域を再構成する
- 3 交通計画と土地利用との結合を強める
- 4 多様な機能と価値をもつ都市のセンターゾーンを再生、持続させる
- 5 徒歩の時代の「町割り」を活かす
- 6 さまざまな用途や機能、タイプの空間を共存させる
- 7 アーバン・デザインの手法を適用して美しく快適なまちをつくる
- 8 都市の発展をコントロールして環境と共生した都市を持続させる
- 9 都市を強化する
- 10 自治体空間総合計画に基づく都市経営を進める

次に、3 つのモデルは次のとおりである。

- 1 小都市モデル（環境共生型コンパクトシティ）
- 2 中都市モデル（多重多層型コンパクトシティ）
- 3 大都市モデル（多芯連携型コンパクトシティ）である(1)。

さらに、海道清信は『コンパクトシティの計画とデザイン』(2007)において、コンパクトシティの具体的なデザインを追求した。それによると、日本のコンパクトシティ政策の現段階として、①「政府戦略としての位置づけの弱さ」②「自治体主導」③「多様なねらい」④「公共事業的手法への依存」⑤「批判的視点の弱さ」という 5 つの弱点を指摘している。続いて、日本型コンパクトシティの課題としては、①魅力ある中心市街地を形成できるか、②分散的な開発・立地を規制できるか、③政策のバランスがはかられるかとし、「コンパクトシティはあくまでも手段、方法である」と強調した(2)。

鈴木浩『日本版コンパクトシティ 地域循環型都市の構築』(2007)により、地方都市福島市から見たコンパクトシティ論を展開した。それによると、コンパクトシティのプロセスプロセスプランニングの思考が重視されている。「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」(以下「中心市街地活性化法」という)、「大規模小売店舗立地法」「改正都市計画法」のまちづくり 3 法と福島県商業まちづくり条例などの自治体の取組みと計画の具体的実現化を描いている。鈴木によれば、コンパクトシティとしての政策的原則は 11 あるという。それは、①グランドデザインの決定と実施、②都市計画で中心市街地集積効果、③都市計画マスターplanでの環境インフラ、④公共交通マネジメント (パークアンドライド)、⑤周辺地域の土地利用計画、⑥地域循環型経済システムの構築、⑦中心市街地における周辺農漁村との関係、⑧中心市街地におけるタウンマネジメント、⑨用途容積制

度運用の見直し、⑩目抜き通りの公共性と社会性と地域貢献性、⑪まちなか居住政策の 11 である（3）。

具体的な自治体政策は山本恭逸『コンパクトシティ 青森市の挑戦』（2006）がある。青森市を「インナー」「ミッド」「アウター」の 3 地域に区分して雪国ならではのコンパクトシティ構想とその特徴を紹介している。そしてコンパクトシティの要件としては、「都市形態のコンパクト性と、計画性という二つの要件が必要である」としている（4）。

それでは現在の日本の自治体のなかではどれほどコンパクトシティ構想を考えられるのか。中心市街地活性化基本計画認定申請によって認可された自治体から考察していくことにする。認可自治体は以下のとおりである。

平成 19 年 2 月 8 日 富山市、青森市。

平成 19 年 5 月 28 日 久慈市、金沢市、岐阜市、府中市、山口市、高松市、熊本市、八代市、豊後高田市、長野市、宮崎市。

平成 19 年 8 月 27 日 北海道帯広市、砂川市、千葉市、浜松市、和歌山市。

平成 19 年 11 月 30 日 三沢市、高岡市、福井市、越前市、鳥取市。

平成 19 年 12 月 25 日 鹿児島市。

平成 20 年 3 月 12 日 北海道滝川市、柏市、新潟市、藤枝市、宝塚市、久留米市、日向市、奈良市。

平成 20 年 7 月 9 日 小樽市、弘前市、盛岡市、秋田市、鶴岡市、福井県大野市、岐阜県中津川市、豊田市、大津市、神戸市新長田地区、尼崎市、伊丹市、松江市、西条市、四万十市、北九州市小倉地区、北九州市黒崎地区、諫早市、大分市、別府市、八戸市、長野県飯田市。

平成 20 年 11 月 11 日 伊賀市、岩見沢市、富良野市、山形市、栃木県大田原市、高崎市、長岡市、上越市高田地区、甲府市、長野県塩尻市、米子市、松山市、熊本県山鹿市。

多くの中活市認定自治体は、コンパクトシティを都市計画マスターplan に盛込んでおり、以後のコンパクトシティ計画を推進している。しかし、中活市に認定されたからといってコンパクトシティを目指していない自治体もある。それは以下の市である。

熊本市、八代市、砂川市、越前市、鹿児島市、宝塚市、小樽市、福井県大野市、大分市、長野県塩尻市、柏市。

これはあくまでもコンパクトシティが目的であるのか、もしくは手段なのかの問題となってくる重要な議論の分かれ道である。中心市街地活性化基本計画の認定のためのコンパクトシティではなく、自治体の地域再生、地域活性化のためのコンパクトシティではなくてはならない。

海道清信はコンパクトシティをあくまでも手段や方法としている。都市としてのコンパクトシティの原則やモデルを説いても、基本は生活の方便である。ここにコンパクトシティの本質が見えてくる。海道の 10 の原則と 3 つのモデル、鈴木浩の 11 の政策的原則、山本恭逸には 2 つの要件がある。考えるに、政策的には、自治体の都市のコンパクト化が、構造的

なるものも含めて手段、方法であり、コンパクトシティを目的化して推進するものではない。

### 3 コンパクトシティの自治体

コンパクトシティの自治体には都市計画のマスタープランがある。中活市として申請して認可される以前のものも含めて当該自治体がコンパクトシティを計画しているところは多くある。コンパクトシティを都市計画に策定しているかどうかは、筆者が独自のアンケート調査を実施し、さらにアンケート回答後の追跡調査を行い、一部地域は現地へのフィールドワークを試みた自治体もある。調査の結果、次の自治体がコンパクトシティを都市計画の中に盛り込んでいる。自治体と基本計画のキャッチフレーズを記入した。

札幌市「持続可能なコンパクトシティへの再構築」

仙台市「-----」

新潟市「北東アジアの拠点都市」

千葉市「-----」

浜松市「エコ・フォーラム・シティ浜松—自然と都市が交歓するまち」

京都市「-----」

神戸市「-----」

北九州市「人と文化を育み、世界につながる環境と技術のまち」

富良野市「都会的な感性を持って、快適で心豊かな田園都市を自らの力で育む」

岩見沢市「-----」

滝川市「みんなでつくりみんなで育む健康文化のまち」

帯広市「住実ゾーン買適ゾーン観動ゾーン」

青森市「環境調和型のコンパクトシティ」

弘前市「歩いてでかけたくなる賑わいのあるまち」「歴史文化と触れあえる観光のまち」

八戸市「来街者を増やす、定住を促進する、商店街の活力を回復する」

久慈市「のるねっと KUJI」

盛岡市「触れる・感じる・楽しむ元気なまちもりおか」

秋田市「にぎわいとうるおいのある快適環境都市あきた」

鶴岡市「コンパクトなまちづくり」

山形市「都市の魅力と賑わいづくりによるコンパクトシティの形成」

福島市「商業まちづくり」

会津若松市「-----」

宇都宮市「パークアンドライドのLRT導入、日本のヒューストン」

大田原市「-----」

高崎市「賑わい・交流・文化都市」  
長岡市「前より前へ！長岡」  
上越市「-----」  
富山市「串とお団子型の富山ライトレール」  
金沢市「世界都市金沢」  
福井市「人と文化をむすぶ 歩けるまちヒューマンスケール都市」  
長野市「門前都市」  
飯田市「-----」  
甲府市「生き甲斐都市こうふ」  
島田市「市民が暮らしやすく、親切でやさしいまちづくり」  
藤枝市「来る人住む人充実満足多機能都心」  
掛川市「海と山と街道がつながり、夢・未来を造るまち」  
田原市「うるおいと活力のあるガーデンシティ」  
豊田市「緑の環境都市軸（スタジアムアベニュー）の創造」  
岐阜市「-----」  
中津川市「豊かな自然と独自の歴史・文化が光る いきいきとしたふるさと中津川」  
伊賀市「伊賀流コンパクトシティ」  
大津市「大津百町と琵琶湖を舞台とした暮らしと交流の創造都市へ」  
和歌山市「訪れたくなるまち 住みたくなるまち 歩いて楽しく過ごせるまち」  
尼崎市「-----」  
伊丹市「-----」  
鳥取市「-----」  
松江市「-----」  
広島県府中市「-----」  
山口市「ひと、まち、歴史と自然が輝く交流と創造のまち山口」  
米子市「米子いきいきプラン」  
高松市「-----」  
徳島市「にぎわいと豊かさが実感できる水緑都市」  
高知市「交通バリアフリー法」  
四万十市「清流に笑顔がかよう小京都中村」  
松山市「坂の上の雲のまちづくり」  
西条市「-----」  
別府市「泉都まちづくり」  
豊後高田市「昭和の町再現」  
宮崎市「橋通りを中心とした公園化」

日向市「だれもが住んでみたくなるまちーみんなでつくる心豊かな住みよいまち日向」

諫早市「来たくなるまち 来やすいまち 住みたくなるまち」

山鹿市「来て、観て、歩けば、住みたくなる湯町（まち）」

以上の自治体のコンパクトシティ構想は、政令指定都市(5)が8市、中核市(6)や地方都市が54市である。そこで活発な競争的政策であるのが、コンパクトシティである。そして概念規定や理論よりもコンパクトシティは自治体再生の切札として実行されているのが実情である。都市構造の観点からの提案や注文よりも実際の実行が進んでいる。それは中活市認定促進ということもあるが、基礎自治体の見直しと再生と活性化が最大の目的である。

#### 4 おわりに

鈴木浩は『日本版コンパクトシティ 地域循環型都市の構築』において、自治体の取組みを2つの潮流に分けている。それによると、1つは、「地方都市のあり方から導き出された」コンパクトシティ論であるとして中小都市の農村地域も含めて広域連携のあり方の課題とするものである。もう1つは、「大都市における地域再生の課題」におけるコンパクトシティ論である。これは特に阪神大震災後の神戸市の都市再生の取組みから出たものである。他の政令指定都市の札幌市や仙台市などでもこの考え方を取り入れられている(7)。通念の考えでは、政令指定都市のような大都市がコンパクトシティ構想と合致するのかといわれるが、そこは地域をコンパクトタウン化することによって可能となるのである。

日本のコンパクトシティは、富山市都市整備部都市計画課編『富山市都市マスターplan』(2008)にあるように、平面的な図に都市構造のイメージを描けば、同心円型とクラスター(ぶどうの房)型に区別できる(8)。そのモデルとしては、同心円型が青森市のINNER・MID・OUTERの三重構造があげられる。クラスター型は団子部分が地域コミュニティやコンパクトタウンとして、串がバスやパークアンドライドの公共交通を担っている構造となっている。

同心円型は青森市の他に鶴岡市もそうである。クラスター型は大都市の神戸市の他に福井市や金沢市もそうである。このような2類型化を展開するのは、玉川英則編著『コンパクトシティ再考』(2008)がある。ここでは「同心円型と多芯連携型(別名串刺し型)に類型化される場合が多い」としている。さらに、「全体の形が小規模な場合は、同心円型が有利で、逆に、大規模なものをまとめる場合は、多芯連携型にする必要があると言われる」としてある(9)。単純化される形で、同心円型(青森型)とクラスター型(富山型)とした方がよりよく説明しやすいものとなるであろうし、今後の日本のコンパクトシティの2類型として定着や議論されるものとして期待したい。

- 註(1)海道清信『コンパクトシティ持続可能な社会の都市像を求めて』(学芸出版社・2001)254-271 頁。
- (2)海道清信『コンパクトシティの計画とデザイン』(学芸出版社・2007)290 頁。
- (3)鈴木浩『日本版コンパクトシティ 地域循環型都市の構築』(学陽書房・2007)206-207 頁。
- (4)山本恭逸編著『コンパクトシティ 青森市の挑戦』(ぎょうせい・2006)43 頁。
- (5)政令指定都市は横浜市、大阪市、名古屋市、札幌市、京都市、神戸市、福岡市、川崎市、広島市、北九州市、仙台市、千葉市、さいたま市、堺市、静岡市、新潟市、浜松市、岡山市。
- (6)中核市は平成 8 年が宇都宮市、金沢市、姫路市、岡山市、熊本市、鹿児島市。平成 9 年が秋田市、郡山市、和歌山市、長崎市、大分市。平成 10 年が豊田市、福山市、高知市、宮崎市。平成 11 年が長野市、いわき市、豊橋市、高松市。平成 12 年が旭川市、松山市。平成 13 年が横須賀市。平成 14 年が奈良市、倉敷市。平成 15 年が川越市、船橋市、相模原市、岡崎市、高槻市。平成 17 年が富山市、東大阪市、函館市、下関市。平成 18 年が青森市。平成 20 年が盛岡市、柏市、西宮市、久留米市。平成 21 年が前橋市、大津市、尼崎市。ただし岡山市は政令指定都市へ移行する。
- (7)鈴木浩・前掲書・195 頁。
- (8)富山市都市整備部都市計画課編『富山市都市マスタープラン』(富山市・2008)25 頁。
- (9)玉川英則編著『コンパクトシティ再考 理論的検証から都市像の探求へ』(学芸出版社・2008)211-212 頁。

